

○国土交通省令第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項及び第九項（これらの規定を同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。）、第六條の三第九項、第七條第一項（同法第八十七條の四並びに第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第七條の三第一項（同法第八十七條の四及び第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第十二條第九項、同法第十八條の二第四項において準用する同法第六條の三第九項並びに同法第九十三條の三の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄

にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

						(確認申請書の様式) 第一条の三 (略) 一 四 (略) 二 (略)	改正後
						(確認申請書の様式) 第一条の三 (略) 一 四 (略) 二 (略)	改正前
						(三) (±) (一) (略)	(イ)
						(ロ)	図書の種類 明示すべき事項
						法第三十五条の 規定が適用され る建築物	各階平面図 令第一百六条の二第一項第 二号に規定する窓その他の 開口部の開放できる部分の 面積
						令第一百六条の二第一項に 規定する窓その他の開口部 の面積	消火栓、スプリンクラー、 貯水槽その他の消火設備の 構造
						消火設備の構 造詳細図	消火栓、スプリンクラー、 貯水槽その他の消火設備の 構造
						消火設備の構 造詳細図	消火栓、スプリンクラー、 貯水槽その他の消火設備の 構造

令第五章  
第二節の  
規定が適  
用される  
建築物

各階平面図

開口部及び防火設備の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置	防火区画の位置及び面積	階段の配置及び構造	階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積	歩行距離	廊下の幅	避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅	物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅	令第一百八条に規定する出口の戸	令第二百五条の二第一項に規定する施錠装置の構造	令第二百二十六条第一項に規
--------------	--------------	-------------	-----------	---------------------------------	------	------	-----------------------	----------------------------	-----------------	-------------------------	---------------

令第五章  
第二節の  
規定が適  
用される  
建築物

各階平面図

開口部及び防火設備の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置	防火区画の位置及び面積	階段の配置及び構造	階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積	歩行距離	廊下の幅	避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅	物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅	令第一百八条に規定する出口の戸	令第二百五条の二第一項に規定する施錠装置の構造	令第二百二十六条第一項に規
--------------	--------------	-------------	-----------	---------------------------------	------	------	-----------------------	----------------------------	-----------------	-------------------------	---------------



	(略)
(六) (七)	(略)

三〇五 (略)  
二〇一 (略)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一〇十三 (略)

十四 開口部の位置及び大きさの変更（次のイ又はロに掲げるものを除く。）

(削る)

(削る)

イ・ロ (略)

十五・十六 (略)

二〇四 (略)

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

(略)

三〇五 (略)  
二〇一 (略)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一〇十三 (略)

十四 開口部の位置及び大きさの変更（次のイからニまでに掲げるものを除く。）

イ 当該変更により法第二十八条の適用を受ける開口部に係る変更で採光及び換気に有効な面積が減少するもの

ロ 耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若しくは準防火地域内にある建築物で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるもの

ハ・ニ (略)

十五・十六 (略)

二〇四 (略)

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

(略)

(注意)

1. ～ 4. (略)

5. 第四面関係

①～⑳ (略)

㉑ 建築基準法施行令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合には、19欄に、その旨を記入してください。

㉒ (略)

6. ・ 7. (略)

第三号様式(第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係) (A4)

(略)

建築計画概要書(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (略)

【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】

要 否

【19. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

有 無

【20. その他必要な事項】

(注意)

1. ～ 4. (略)

5. 第四面関係

①～⑳ (略)

(新設)

㉑ (略)

6. ・ 7. (略)

第三号様式(第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係) (A4)

(略)

建築計画概要書(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (略)

【18. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

有 無

【19. その他必要な事項】

第十九号様式 (第四条、第四条の四の二関係) (A4)

(略)  
(第四面)

工事監理の状況

(略)	確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果(不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
備考						

(注意)

1. ～ 4. (略)

5. 第四面関係

①～⑩ (略)

⑪ 建築基準法施行令第121条の2の規定の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものがある場合には、当該直通階段が木造であるか否かについて、備考欄に記載してください。また、当該直通階段が木造である場合には、(注意) 5. ⑨及び⑩を参照して、当該直通階段に用いる材料の種類並びに当該直通階段の構造、防腐措置及び施工状況に関する照合内容、照合方法並びに照合結果について、併せて同欄に記載してください。

⑫ (略)

第二十六号様式 (第四条の八、第四条の十一の二関係) (A4)

第十九号様式 (第四条、第四条の四の二関係) (A4)

(略)  
(第四面)

工事監理の状況

(略)	確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果(不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
備考						

(注意)

1. ～ 4. (略)

5. 第四面関係

①～⑩ (略)

(新設)

⑫ (略)

第二十六号様式 (第四条の八、第四条の十一の二関係) (A4)



(略)  
(第四面)

工事監理の状況		確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に 対して行った 報告の内容)
(略)							
備	考						

(注意)

1. ～ 4. (略)

5. 第四面関係

①～⑩ (略)

⑫ 建築基準法施行令第121条の2の規定の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものがある場合には、当該直通階段が木造であるか否かについて、備考欄に記載してください。また、当該直通階段が木造である場合には、(注意) 5. ⑨及び⑩を参照して、当該直通階段に用いる材料の種類並びに当該直通階段の構造、防腐措置及び施工状況に関する照合内容、照合方法並びに照合結果について、併せて同欄に記載してください。

⑬ (略)

(略)  
(第四面)

工事監理の状況		確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に 対して行った 報告の内容)
(略)							
備	考						

(注意)

1. ～ 4. (略)

5. 第四面関係

①～⑩ (略)

(新設)

⑫ (略)

第三十八号様式 (第七条関係) (表面)

8.5 cm

6 cm

年 月 日 交付第 号 ( 年 月 日 限り有効)

職 名	氏 氏 名	生 年 月 日
-----	-------	---------

建築物等

立 入 検 査 証

印

(特定行政庁名)

(写真)

(裏面)

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

**建築基準法抜粋**

第12条第7項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、第6条の2第6項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関する物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件若しくは建築物に関する調査に關係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が第12条第7項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2(第90条第3項において適用する場合を含む。)の規定による権限を行使する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 第12条第7項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十八号様式 (第七条関係) (表面)

8.5 cm

6 cm

年 月 日 交付第 号 ( 年 月 日 限り有効)

職 名	氏 氏 名	生 年 月 日
-----	-------	---------

建築物等

立 入 検 査 証

印

(特定行政庁名)

(写真)

刻印

(裏面)

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

**建築基準法抜粋**

第12条第7項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、第6条の2第6項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関する物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件若しくは建築物に関する調査に關係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が第12条第7項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2(第90条第3項において適用する場合を含む。)の規定による権限を行使する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 第12条第7項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

建築監視員証

年月日 交付号  
交付第 ( ) 年 月 日 (日限り有効)

氏名  
生年月日

(特定行政庁名) 印

(写真)

6 cm

9 cm

(裏面)

この証書を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入検査をするとともに、違反建築物に対し工事の停止又は使用禁止若しくは使用制限を命ずる職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

建築基準法抜粋

第9条の2（略）

第12条第7項（建） 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、第6条の2第6項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関する物件、設計図書その他建築物に関する工事に関する物件若しくは建築物に関する調査に関する物件がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対して必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第13条（建） 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が第12条第7項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2（第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 第12条第7項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

建築監視員証

年月日 交付号  
交付第 ( ) 年 月 日 (日限り有効)

氏名  
生年月日

(特定行政庁名) 印

(写真)

6 cm

9 cm

(裏面)

この証書を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入検査をするとともに、違反建築物に対し工事の停止又は使用禁止若しくは使用制限を命ずる職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

建築基準法抜粋

第9条の2（略）

第12条第7項（建） 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、第6条の2第6項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関する物件、設計図書その他建築物に関する工事に関する物件若しくは建築物に関する調査に関する物件がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対して必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第13条（建） 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が第12条第7項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2（第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 第12条第7項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十九号の二様式（第七条関係）

(表面)

8.5cm

年 月 日	交付第 号 ( 年 月 日限り有効)
職 名	氏 名
生 年 月 日	

建築物等

立入検査証

印

発行者

(写真)

5.5cm

(裏面)

この証書を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

**建築基準法抜粋**

第15条の2 国土交通大臣は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは第88条の10第1項の型式適合認定、第68条の25第1項の構造方法等の認定若しくは第88条の26の特架構造方法等認定（以下この項において「型式適合認定等」という。）を受けた者に対し、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等に対し、建築物の敷地、状況、建築物に関する工事の計画若しくは受取若しくは引渡し状況、建築物に関する工事の報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、建築物、建築物の敷地、建築工場、建築工事場、建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場若しくは型式適合認定等を受けた者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料等の製造に関する物件、設計図書その他建築物に関する工事に関する物件、建築物に関する調査に関する物件若しくは型式適合認定等に関する物件を検査させ、若しくは試験させ、若しくは建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは型式適合認定等を受けた者に対し必要な事項について質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十九号の二様式（第七条関係）

(表面)

8.5cm

年 月 日	交付第 号 ( 年 月 日限り有効)
職 名	氏 名
生 年 月 日	

建築物等

立入検査証

印

発行者

刻  
(写真)

5.5cm

(裏面)

この証書を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

**建築基準法抜粋**

第15条の2 国土交通大臣は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは第88条の10第1項の型式適合認定、第88条の25第1項の構造方法等の認定若しくは第88条の26の特架構造方法等認定（以下この項において「型式適合認定等」という。）を受けた者に対し、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等に対し、建築物の敷地、状況、建築物に関する工事の計画若しくは受取若しくは引渡し状況、建築物に関する工事の報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、建築物、建築物の敷地、建築工場、建築工事場、建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場若しくは型式適合認定等を受けた者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料等の製造に関する物件、設計図書その他建築物に関する工事に関する物件、建築物に関する調査に関する物件若しくは型式適合認定等に関する物件を検査させ、若しくは試験させ、若しくは建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは型式適合認定等を受けた者に対し必要な事項について質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

2 この省令の施行前に交付した改正前の建築基準法施行規則別記第三十八号様式、別記第三十九号様式及び別記第三十九号の二様式による身分証明書は、それぞれこの省令による改正後の建築基準法施行規則別記第三十八号様式、別記第三十九号様式及び別記第三十九号の二様式による身分証明書とみなす。